

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」 開催要綱

1 目的

本会合は、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG」の下に設置される会合として、MVNOの拡大を通じた「競争の加速」と利用者による「通信サービスと端末のより自由な選択」という観点から、「SIMロック解除に関するガイドライン」の改正（平成26年12月）、スマートフォンの料金負担の軽減の要請（平成27年12月）、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改正（平成28年3月）、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の適用（平成28年4月）を含めたこれまでの措置をレビューし、現在の携帯電話市場の動向についてフォローアップを行うことを目的とする。

2 名称

本会合は、「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」と称する。

3 フォローアップ事項

- (1) スマートフォン料金の動向
- (2) SIMロック解除に関するガイドライン改正後の動向
- (3) スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン適用後の動向
- (4) MVNOの競争環境の動向

4 構成及び運営

- (1) 本会合の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本会合には、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、ICTサービス安心・安全研究会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査は本会合を招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を本会合の構成員として追加することができる。
- (6) 主査は、会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者を本会合のオブザーバーとすることができる。
- (7) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の公開等

- (1) 本会合の議事は、原則として公開する。
- (2) 本会合の会議については、議事要旨を作成し、原則として公開する。
- (3) 公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、議事及び議事要旨を非公開とすることができる。

6 庶務

本会合の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」
構成員

(敬称略)

【構成員】

(主査)	にいみ 新美	いくふみ 育 文	明治大学法学部教授
(主査代理)	ひらの 平野	すすむ 晋	中央大学総合政策学部教授
	あいだ 相田	ひとし 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
	いしだ 石田	ゆきえ 幸枝	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
	きた 北	しゅんいち 俊一	株式会社野村総合研究所プリンシパル
	ながた 長田	み き 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	ふなだ 舟田	まさゆき 正之	立教大学名誉教授
	もり 森	りょうじ 亮二	弁護士